

別表第4（第5条関係）

<p>国の法令その他本市の条例及び規則等の規定に基づき、収集する情報</p>	<p>職員本人の同意を得ずに収集することができる。</p>
<p>国の法令その他本市の条例及び規則等の規定で定められていない項目について収集しようとする情報</p>	<p>適切な方法により職員本人の同意を得て収集することができる。 本取扱要綱に規定する健康情報等に関しては、本要綱が第13条第1項の規定により周知され、かつ、職員本人が本要綱に規定する健康情報等を本人の意思に基づき提出又は健康診断等の受診をしたことをもって、当該健康情報等の取扱いに関する職員本人からの同意の意思が示されたものとみなす。</p>